十一　要措置区域外から搬入された土壌を使用する場合にあっては、当該土壌の特定有害物質による汚染状態を把握するための土壌溶出量調査及び土壌含有量調査における試料採取の頻度並びに当該土壌の使用方法

十二　要措置区域の指定に係る土壌汚染状況調査と一の土壌汚染状況調査により指定された他の要措置区域から搬出された汚染土壌を使用する場合にあっては、当該他の要措置区域の汚染状態及び当該汚染土壌の使用方法

十三　別表第七の上欄に掲げる実施措置の種類の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める事項

（汚染除去等計画の提出）

第三十六条の三　法第七条第一項の規定により都道府県知事から指示を受けた者は、様式第九による汚染除去等計画を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。（新規）

2　前項の汚染除去等計画には、次に掲げる図面を添付しなければならない。

一　別表第八の一の項第二号、二の項、三の項、四の項第二号、五の項から七の項まで又は十の項第二号に規定するボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法により、汚染除去等計画の作成のために必要な情報を把握した場合にあっては、汚染の除去等の措置を講ずべき要措置区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面

二　汚染の除去等の措置を講ずべき要措置区域の場所及び実施措置の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図

三　土壌汚染状況調査において最大形質変更深さより一メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合であって、当該深さの位置の土壌について汚染の除去等の措置を講ずるときは、第三条から第十五条までに定める方法に準じた方法により、当該土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面

（軽微な変更）

第三十六条の四　法第七条第三項の環境省令で定める軽微な変更は、次のとおりとする。（新規）

一　実施措置の着手予定時期の変更

二　実施措置の完了予定時期に係る変更であって、法第七条第一項本文の規定により都道府県知事が示した措置を講ずべき期限までのもの

三　基準不適合土壌、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散等、地下への浸透及び地下水汚染の拡大を防止するために講ずる措置であって、当該措置と同等以上の効果を有するもの

四　別表第七の上欄に掲げる実施措置の種類の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める事項に係る変更

（変更後の汚染除去等計画の提出）

第三十七条　法第七条第三項の変更後の汚染除去等計画の提出は、変更後の同条第一項各号に掲げる事項を記載した様式第九による計画を提出して行うものとする。（新規）

（実施措置を講ずべき旨の命令）

第三十八条　法第七条第四項の命令は、相当の履行期限を定めて、書面により行うものとする。

（実施措置に係る技術的基準）

第三十九条　法第七条第四項の実施措置に関する技術的基準は、次条及び第四十一条に定めるところによる。

（指示措置等を講ずべき旨の命令）

第三十七条　法第七条第四項に規定する命令は、相当の履行期限を定めて、書面により行うものとする。

（指示措置等に関する技術的基準）

第三十八条　法第七条第六項の指示措置等に関する技術的基準は、次条から第四十二条までに定めるところによる。